(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県みどり市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、みどり市（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
三(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県みどり市（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及びみどり市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年一月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる
昭和四十六年三月二十六日農林省告示第五百九十九号
二　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び奥出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年一月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　兵庫県丹波市氷上町三方字親父畔二〇四五の二、二〇四五の三（次の図に示す部分に限る。）、二〇四五の六、二〇四五の七、字郷附二〇四六の一から二〇四六の三まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、二〇四六の四、二〇四六の五、字三ツケ谷二〇四七の一（次の図に示す部分に限る。）、二〇四七の二から二〇四七の二〇まで、氷上町香良字タキナメラ二一〇二の一から二一〇二の七まで、字イリズミ二一〇五の一、二一〇五の五から二一〇五の七まで
(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　兵庫県丹波市氷上町三方字三ツケ谷二〇四七の一（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年一月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
兵庫県朝来市和田山町竹ノ内字床尾二一六の一（次の図に示す部分に限る。）、二一六の三、二一六の五から二一六の八〇まで、二一六の一三七から二一六の一四一まで
二　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年一月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
徳島県阿波市阿波町糸下三七の二、八六の一、八九の二、阿波町大久保三一六の一から三一六の四まで、阿波町亀底八三、八四、八九、九〇の一、九〇の二、九二の一、阿波町北久保四三の四、四七、四九、五二の四、五七の一、五八、六六の二、六七、七〇、八二、八五の一、一七五の二、一八二の一、一八三、一八四、三三六の一、三四一の一、三四二、三四四、三四五の一、三四五の二、三四六の二から三四六の四まで、三四七、三四八の一、三五一の三、三五二の三、阿波町栩ケ窪一一七から一九まで、一二〇の一から一二〇の三まで、一二一、一四一の二、一四一の六、一四一の一八から一四一の二二まで、一四一の二四から一四一の四六まで、一四一の四八から一四一の五〇まで、一四一の五八から一四一の六〇まで、一四二の一から一四二の五七まで、一四二の五七の二、一四二の五八から一四二の一〇三まで、一四二の一〇五から一四二の一二九まで、一四二の一三一から一四二の一三七まで、一四二の一四二、一四二の一四六、一四二の一四七、一四二の一五〇、一四二の一五一、一四二の一五三から一四二の一五六まで、一四二の一六一、一四二の一七四、阿波町広野四の一、四の三、四の五、四の一四から四の一六まで、四の一九、四の三三、四の三八から四の四〇まで、四の四三、八の五、一〇の三、一六の一、一六の六、一六の七、一六の一一、一七、一八、二〇、阿波町真重二九、三一の一、三九、阿波町明地谷一六の二、二一の六、二一の九、二一の一〇、三一の一、三一の三から三一の一二まで、三八の二から三八の七まで、阿波町北山三八、四〇一の一、四〇一の二、四二三、四二九、四三一から四三三まで、四三六、四三七、四四一から四四四まで、五一八の一、五一八の二、五二一から五二三まで、五二四の一から五二四の三まで、五二五、五二六、五二七の一、五二七の二、五二八の一から五二八の四まで、五二九の一、五二九の二、五三〇の一から五三〇の三まで、五三一、五三九、五四〇

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
阿波町糸下八六の一、八九の二、阿波町真重二九、三一の一、三九